

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	令和2年12月17日
説明資料No. 1	専決区分の整理（案）等について	長官官房

1 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整理

本年中に施行された法律等に規定された国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。）のうち、一定のものを別添1のとおり警察庁において専決処理する事項とする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものを除く。）
- ・ 所管法人の指導監督に係る特に重要な処分
- ・ その他特に高度な判断を要する処分

【具体例】

- ・ 国家戦略特別区域において、新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときのその旨等の通知及び公表
- ・ 国家戦略特別区域におけるデータ連携基盤の整備事業の実施主体に対する保有データの提供

○ 警察庁において専決処理する事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものに限る。）
- ・ 法令上その要件が明確になっている指定、命令等
- ・ 専門的・技術的事項に係る他機関との協議
- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

【具体例】

- ・ 事前届出の免除の特例を受ける対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の制定
- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定又は変更についての経済産業大臣及び総務大臣との協議
- ・ 担保金又はその提供を保証する書面の受領及び取締官又は検察官に対する通知

2 国家公安委員会文書決裁規則の一部改正（別添2）

国家公安委員会文書決裁規則を改正し、国家公安委員会の決裁事項について、所要の修正を行う。

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について	令和2年12月17日 刑 事 局
--------------------	---	---------------------

1 概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）の改正案について、意見公募手続を実施するもの

2 改正案の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第13条第1項第1号は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引として、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引であって、当該他の特定事業者が既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを規定しているところ、現行の同号の規定では、当該特例の対象となる取引を金融関係取引に限定している。

今般、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、当該特例の対象となる取引に、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加することとする。

3 施行期日

公布の日の翌日

4 今後の予定

意見公募手続：令和2年12月21日から令和3年1月20日まで

公安委員会 説明資料No. 3	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則案」等について	令和2年12月17日 交 通 局
----------------------------------	---	-----------------------------------

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通省等との共同告示）について、令和7年度までの新たな移動等円滑化の目標を定めるなどの改正を行うとともに、法に基づいて整備する移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を改正するもの。

2 主な内容

(1) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示案

- 目標の期間を、令和7年度とする。
- 以下を当庁関係の新たな目標として設定する。

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和7年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機及びエスコートゾーンの設置を行う。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正

法に基づいて整備する移動等円滑化のために必要な信号機として、高度化P I C S（歩行者用青信号の表示に関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信するもの）の機能を付加した信号機を明示。

3 今後の予定

令和2年12月25日 公布

令和3年4月1日 施行

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>令和2年度サイバーセキュリティ 政策会議の開催状況等について</p>	<p>令和2年12月17日 長官官房 生活安全局 警備局 情報通信局</p>
<p>1 サイバーセキュリティ政策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー空間の脅威への対処について法学・技術系学者、弁護士、ITベンダー、日本サイバー犯罪対策センター等多様な分野の有識者による検討を行うサイバーセキュリティ・情報化審議官主催の私的懇談会。 ○ 令和2年度においては、「生活様式の変化等に伴うサイバー空間の新たな脅威に対処するための官民連携の更なる推進」をテーマに選定。 <p>2 開催状況等</p> <p>(1) 第1回会議（10月30日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー空間を取り巻く情勢 ○ 銀行等を狙ったフィッシングの被害分析とその課題 <p>(2) 第2回会議（11月18日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャッシュレス決済サービス事業者における取組と不正利用の実態 ○ ドメインレベルでのセキュリティ <p>(3) 第3回会議（12月14日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー犯罪者たちの動向観測 ○ IoTサイバーセキュリティの現状 <p>3 今後の予定</p> <p>第4回（1月中旬開催予定）及び第5回（2月上旬予定）において、報告書案に係る議論を行っていただき、本年度中に報告書を受領予定。</p>		

1 令和3年度予算

	(※1) 2年度予算額	(※2) 3年度予算額	増△減額
一般会計	3,372億円	3,197億円	△ 175億円 (△ 5.2%)
人件費	1,095億円	1,080億円	△ 15億円 (△ 1.4%)
物件費	2,277億円	2,117億円	△ 160億円 (△ 7.0%)
交付税特会繰入れ	544億円	530億円	△ 14億円 (△ 2.6%)
一般物件費	1,733億円	1,587億円	△ 146億円 (△ 8.4%)
情報システム予算 (内閣官房に計上)	—	89億円	89億円 (—)
東日本大震災復興特別会計	12億円	3億円	△ 9億円 (△ 75.0%)
合計	3,384億円	3,289億円	△ 95億円 (△ 2.8%)

※1 2年度予算額には、別途、「臨時・特別の措置」(231億円)が措置されている。

※2 3年度予算額には、大臣折衝分が未計上。また、一部情報システム予算は、内閣官房に計上。

- (1) テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処 291億円
- (2) サイバー空間の脅威への対処 22億円
- (3) 安全かつ快適な交通の確保 199億円
- (4) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 91億円
- (5) 組織犯罪対策の推進 41億円
- (6) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 33億円
- (7) 警察基盤の充実強化 349億円
 - ア 人的基盤の充実強化 9億円
 - ・ 国家公務員の増員 124人
 - イ 装備資機材・警察施設の整備充実 341億円
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策の強化 10億円

※ 下線部は、大臣折衝でさらに増額を要望するもの。

2 組織改正

長官官房参事官（2）、刑事局捜査第一課重大被害犯罪捜査企画官、
警備局警備運用部警備第二課事態対処調整官の新設等

3 税制改正

「警察用船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置」の適用期限の延長

1 経緯

- 令和2年6月、兵庫県宝塚市において、クロスボウを使用して3人を死亡させ、1人に重傷を負わせる殺傷事件が発生したこと等を踏まえ、クロスボウの所持等の在り方について検討を行うため、本年9月から計4回の「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」を開催。
- 同有識者検討会において、幅広い議論が行われ、報告書が取りまとめられたもの。

2 報告書の概要

(1) 検討の基本的な方向性

- 現実にクロスボウが故意の犯罪の道具として使用され、人を死傷させる結果が生じている実態があることを踏まえ、クロスボウの悪用や危害の発生を防止するため、新たな法的規制を行うことにより、実効性のある対策を早急に講じることが必要。
- 具体的な対策の検討に際しては、危害防止に主眼を置きつつ、社会生活上有用な道具として使用されている点にも配慮し、幅広い観点から検討する。

(2) 規制の方向性

- 所持許可制とすることが適当。
- 規制対象のクロスボウは、
 - ① 弦（弓の原理）を使用して矢を発射する機能を有する
 - ② 引いた弦を固定する装置を有する
 - ③ 一定以上の威力（人の生命に危険を及ぼし得る威力）を有するものとするのが適当。
- 所持可能な用途を、動物麻酔、学術研究、標的射撃等の社会生活上有用な道具としての用途に限定しつつ、適正な取扱いを期待できる者にのみ所持を認めるため、人的欠格事由を設けることが適当。
- 上記のほか、クロスボウの実情を踏まえつつ、使用方法・場所、保管方法・場所、譲渡し（販売等）等に関する規制を設けることが適当。

3 今後の対応

報告書の内容を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法の改正を含めた必要な検討を進めていく。